

お知らせ

いのちとくらしをまもる
防災減災

記者発表資料 | 令和7年10月16日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

地域防災力の向上を目指して 災害時の事業継続計画 (BCP) を公募します ～ 公募期間：10月17日（金）～11月21日（金）～

中国地方整備局では、建設会社等の災害時における事業継続力を高める取り組みを推進し、中国地方における地域防災力の向上を図るため、災害時の事業継続計画（BCP）の審査・認定を実施しています。このたび「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度」について、令和7年度の公募を開始します。

1. 申請期間

令和7年10月17日（金）～11月21日（金）

※入門クラスは随時受付しています。

2. 対象とする建設会社等

■新規審査

- 中国地方整備局における令和7・8年度「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等

■更新審査

- 令和5年度「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）において、新規認定（有効期間2年間）を受けている建設会社等
- 令和4年度「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）において、継続認定（有効期間3年間）を受けている建設会社等

※有効期間が令和8年（2026年）3月31日 までの認定証

3. 申請要項

- 「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定 令和7年度申請要項」（別紙－1）のとおり

＜制度の詳細や関係資料については、中国地方整備局 WEB サイトから入手できます＞

URL <https://www.cgr.mlit.go.jp/bousai/kensetsu/index.html>

＜問い合わせ先＞

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担当】

防災室長

防災室 防災管理官

防災室 建設専門官

のりまつ
乗松

のむら
野村

ふじかわ
藤川

こうせい
晃生

みつお
光男

りょうじ
良治

（内線 2151）

（内線 2123）

（内線 2155）

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定

令和 7 年度 申請要項

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「3. 新規審査について」、「4. 更新審査について」に基づき、次のとおり公募します。

《実施要領等》 中国地方整備局 WEB サイト (<https://www.cgr.mlit.go.jp/bousai/kensetsu/index.html>) 参照してください

対象とする建設会社等

中国地方整備局における令和 7・8 年度「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。

継続更新は、令和 5 年度「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）において**新規認定**を受けている建設会社等及び令和 4 年度「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）において**継続認定**を受けている建設会社等が対象となります。

※継続更新は認定有効期間が令和 8 年（2026 年）3 月 31 日 までの建設会社等が対象です。

申請方法

申請先に申請書類一式を同封して「郵送」にてお願いします。

郵送の場合は、令和 7 年 11 月 21 日（金）消印まで有効です。

申請先

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 11 階

国土交通省 中国地方整備局 **防災室（担当：藤川・中西）**

Mail : chuugoku-kensetsugyouBCP※★cgr.mlit.go.jp

※★を@に変更して送信をお願いします。

問合せ方法

認定制度及び申請に関する問い合わせがございましたら、1)-1 〈別添〉問い合わせ様式に必要事項を記入の上、受付メールアドレス<chuugoku-kensetsugyouBCP※★cgr.mlit.go.jp>までご連絡をお願いします。

※★を@に変更して送信をお願いします。

申請期間

令和 7 年 10 月 17 日（金） ～ 11 月 21 日（金）（郵送の場合、令和 7 年 11 月 21 日（金）消印まで有効）

申請書類(様式)および必要部数

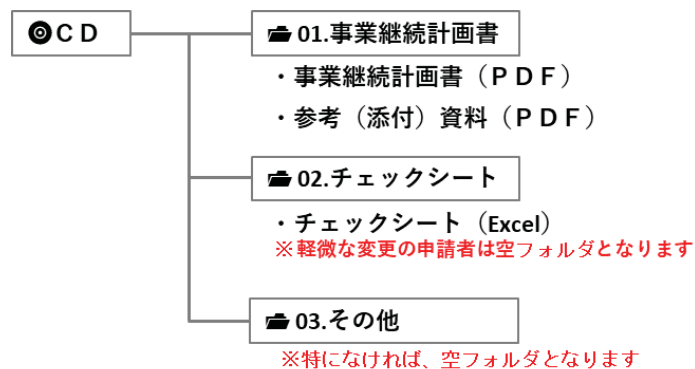
《様式等》 中国地方整備局 WEB サイト(<https://www.cgr.mlit.go.jp/bousai/kensetsu/index.html>)
を参照してください

- ① 災害時の事業継続計画認定申請書(実施要領 様式1) A4判タテ
⇒様式に必要事項を記載し、紙ベースで社印を押印する 1部
- ② 事業継続計画書(表題および書式は全て任意)
⇒「事業継続計画※」(PDF形式でCD又はDVDに保存) 1部
- ③ 審査用チェックシート(実施要領 様式2)
⇒②の「事業継続計画※」のCD(又はDVD)にExcel形式で保存
なお、更新審査を申し込む場合で「軽微な変更」の申請者は作成不要
「事業継続計画書」は目的外に使用いたしません。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)の対象としません。

《申請にあたっての留意事項》

- 1) 申請書(様式1)の担当窓口は、口頭審査の案内等、電子メールにより実施するため、常時受信確認ができるメールアドレスを登録してください。
 - 2) 「事業継続計画」は、書類審査を実施するため、秘匿処理(マスキング等)は行わないで下さい。(個人情報等については漏洩等には十分に注意して審査を行います。)
 - 3) 事業継続計画は、CD(又はDVD)にPDF形式で保存し、ディスクの表面にラベルを付けてください。(※CDのフォルダ構成は下記としてください)
 - 4) 保存するPDFファイルは、原則として、事業継続計画製本時の1冊分を1つのファイルとします。ただし、ファイル容量が10MBを超える場合には、閲覧時の利便性を考慮して、事業継続計画の構成を踏まえつつ、1ファイルあたり10MB以下となるように適宜分割してください。
 - 5) 事業継続計画書に参考資料として各種根拠資料を添付する場合は、当該資料全ての掲載は不要であり、表紙と該当頁の抜粋版(該当箇所にアンダーライン等を明示のこと)の添付で構いません。
 - 6) 審査用チェックシート(様式2)は、事業継続計画の作成後、チェック内容が該当する記載ページを記入し、また、その内容が網羅できているか確認のうえ、セルフチェックとしてチェックボックス内に✓を記入してください。✓を記入したものはExcel形式で3)の事業継続計画と同じCD(又はDVD)に保存してください。
 - 7) 事業継続計画書の図面等に記載される文字等の情報は判読できるように配慮してください。
 - 8) 事業継続計画書の表題および書式は全て任意であるが、必須事項の内容が確実に記載されていることを確認するため、表題番号が任意の場合(例:表2-1-2)は、「作成解説書(第7版)様式集」で該当する様式記号(例:B-1-2)を併記してください。
- 注) 申請書は必ず「郵送」として下さい。(メールによる受付は行いません)

【CDのフォルダ構成】



【CDラベル】



※CDラベルは「手書き」「シール貼付」「表面へ印字」のいずれでも構いません。

※CDラベルの文字の字体、サイズ、文字色は問わない。(任意)

※CDは保管時等の損傷等防止のため、CD等ディスク用のケースに入れて提出をお願いします。

審査方法

審査は「書類審査」と「口頭審査」により実施します。

① 書類審査

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)に基づき、申請書類の記載内容を審査します。

② 口頭審査(新規申請者のみ実施)

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)に基づき、事業継続計画書の記載内容について口頭により確認します。口頭審査は電話による実施を基本とし、日時(11～12月頃の予定)については、別途審査事務局より電子メールにてご案内します。

なお、更新審査の対象者は「口頭審査」は原則省略しますが、必要に応じてヒアリング(電話確認を含む)を実施する場合があります。

認定基準

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)のとおり

認定の有効期間

新規審査の場合・・・有効期間2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

更新審査の場合・・・有効期間3年間(令和8年4月1日～令和11年3月31日)

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定（入門クラス）

令和7年度 申請要項

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領（入門クラス）」（以下、「実施要領」という。）の「2. 入門クラスについて」に基づき、次のとおり公募します。

《実施要領等》 中国地方整備局 WEB サイト(<https://www.cgr.mlit.go.jp/bousai/kensetsu/index.html>) 参照してください

対象とする建設会社等

中国地方整備局における「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格注1)の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とする。

注1) 一般競争参加資格の適用年度は、申請書類の提出時点とする。

申請方法

申請先に申請書類一式を同封して「郵送」にてお願いします。

申請先

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 11 階

国土交通省 中国地方整備局 **防災室**（担当：藤川・中西）

Mail : chuugoku-kensetsugyouBCP※★cgr.mlit.go.jp

※★を@に変更して送信をお願いします。

問合せ方法

認定制度及び申請に関する問い合わせがございましたら、1)-1 <別添>問い合わせ様式に必要事項を記入の上、受付メールアドレス<chuugoku-kensetsugyouBCP※★cgr.mlit.go.jp>までご連絡をお願いします。

※★を@に変更して送信をお願いします。

申請期間

令和7年10月17日（金）から年度を通じて随時受付

申請書類（様式）および必要部数

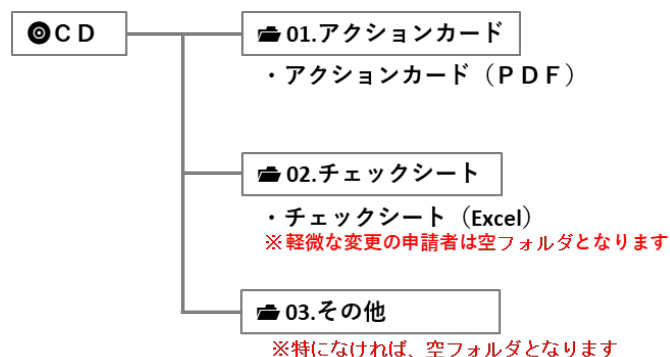
《様式等》 中国地方整備局 WEB サイト(<https://www.cgr.mlit.go.jp/bousai/kensetsu/index.html>)
を参照してください

- ① 災害時の事業継続計画認定申請書（入門クラス）（実施要領 様式 1）A4 判タテ
⇒様式に必要事項を記載し、紙ベースで社印を押印する 1 部
- ② アクションカード（書式は全て任意）
⇒「アクションカード」（PDF 形式でCD又はDVDに保存） 1 部
- ③ 審査用チェックシート（入門クラス編）（実施要領 様式 2）
⇒②の「事業継続計画※」のCD（又はDVD）にExcel 形式で保存

《申請にあたっての留意事項》

- 1) 申請書（様式 1）の担当窓口は、口頭審査の案内等、電子メールにより実施するため、常時受信確認ができるメールアドレスを登録してください。
 - 2) アクションカードは、書類審査を実施するため、秘匿処理（マスキング等）は行わないで下さい。（個人情報等については漏洩等には十分に注意して審査を行います。）
 - 3) アクションカードは、CD（又はDVD）にPDF形式で保存し、ディスクの表面にラベルを付けてください。（※CDのフォルダ構成は下記としてください）
 - 4) 審査用チェックシート（様式 2）は、アクションカードの作成後、チェック内容が該当する記載ページを記入し、また、その内容が網羅できているか確認のうえ、セルフチェックとしてチェックボックス内に✓を記入してください。✓を記入したものはExcel 形式で3) のアクションカードと同じCD（又はDVD）に保存してください。
 - 5) アクションカードに記載される文字等の情報は判読できるように配慮してください。
- 注）申請書は必ず「郵送」として下さい。（メールによる受付は行いません）

【CDのフォルダ構成】



【CDラベル】



- ※CDラベルは「手書き」「シール貼付」「表面へ印字」のいずれでも構いません。
- ※CDラベルの文字の字体、サイズ、文字色は問わない。（任意）
- ※CDは保管時等の損傷等防止のため、CD等ディスク用のケースに入れて提出をお願いします。

認定基準

「災害時の事業継続計画」の認定基準（入門クラス編）（別紙）のとおり

認定の有効期間

認定を受けた年度の次年度3月末まで

(別紙)

「災害時の事業継続計画」の認定基準

■ 書類審査

提出された「災害時の事業継続計画」の記載内容に関して、

1. 審査用チェックシート(様式2)に掲げる全ての項目について記載されていること。
2. 記載内容が適切(曖昧な表現がない、実行性があるなど)であること。
3. 作成した書類に不備(記入漏れ、誤記、添付資料の欠落など)がないこと。
4. 虚偽の記載がないこと。虚偽の疑いがある場合は、口頭審査時に確認する。

■ 口頭審査

提出された「災害時の事業継続計画」を作成した会社の担当責任者として、

5. 自社の現状を把握していること。
6. 事業継続計画を作成することの目的や意義を理解していること。
7. 作成過程で生じた課題や問題点に対して、どのように対処したか把握していること。
8. 質問に対する回答が適切であること。

上記の全ての基準を満たすものを「災害時の事業継続計画」として認定する。

「災害時の事業継続計画」の認定基準（入門クラス編）

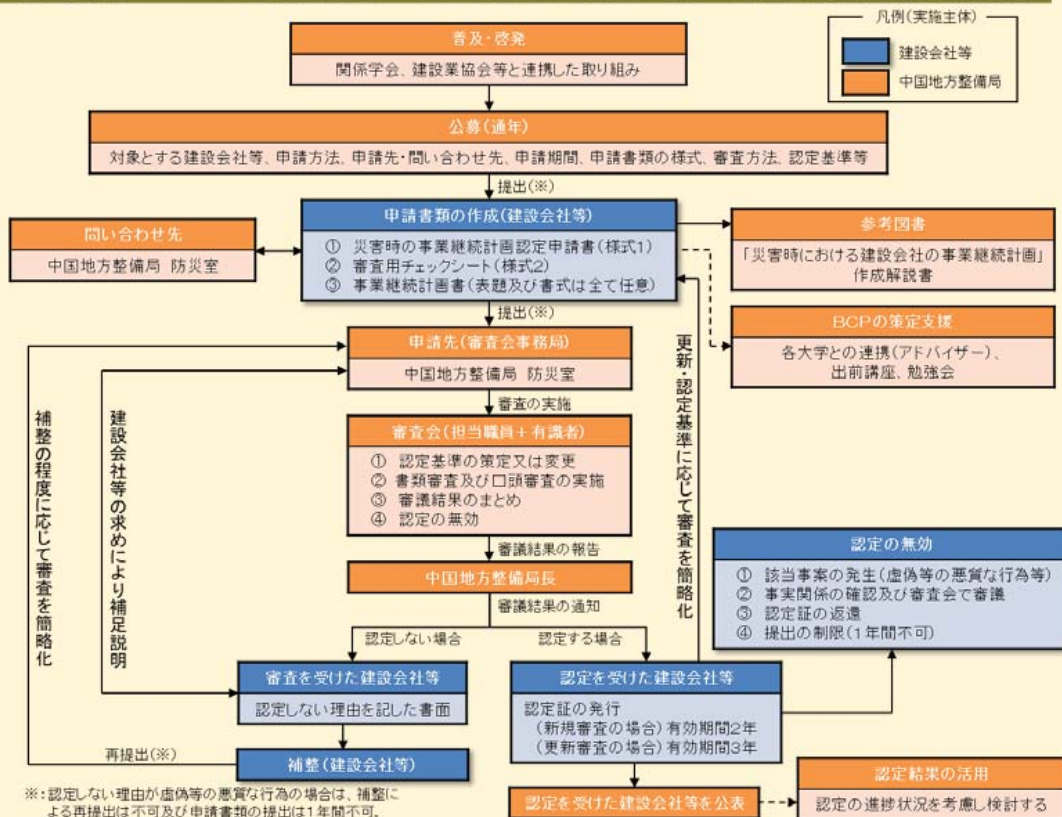
■ 書類審査

提出された「アクションカード」の記載内容に関して、

1. 審査用チェックシート（入門クラス編）（様式2）に掲げる全ての項目について記載されていること。
2. 記載内容が適切（曖昧な表現がない、実行性があるなど）であること。
3. 作成した書類に不備（記入漏れ、誤記、添付資料の欠落など）がないこと。
4. 虚偽の記載がないこと。虚偽の疑いがある場合は、企業に個別で確認する。

上記の全ての基準を満たす企業を「BCP スタートアップ企業」として認定する。

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図



勉強会等の開催

中国地方整備局は、建設会社等のみなさんの事業継続計画(BCP)策定を支援するため、勉強会等を随時開催します。勉強会等の開催を希望される場合は、各県の建設業協会等を通じて下記の『申込み・お問い合わせ先』までご連絡ください。

審査結果の通知

中国地方整備局長は、審査会からの審査結果報告に基づき、審査を受けた建設会社等に対して審査結果を通知します。その際、認定する場合は認定証を発行し、認定しない場合はその理由を書面で通知します。

審査会事務局は、審査を受けた建設会社等から認定しない理由について説明を求められた場合は、これに応じます。

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度

災害時に被災地域を早期に復旧するためには、地域建設業のみなさまのご協力が必要です。そのため国土交通省中国地方整備局では、中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)の審査・認定を実施しています。



企業を存続できる

従業員を守ることができる

地域に貢献できる

BCPが **ある**



BCPが **ない** と...

本制度の関連資料のダウンロードは
<https://www.cgr.mlit.go.jp/bousai/kensetsu/index.html>

中国地方における地域建設業の
BCP認定制度



申込み・お問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局防災室

住 所

〒730-8530
広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎2号館

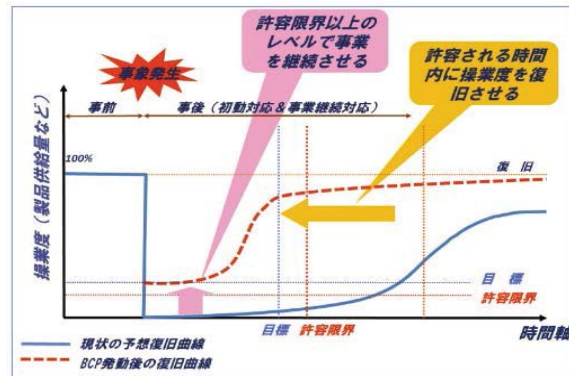
電 話 番 号

082-221-9231(代)

【事業継続計画(BCP)とは】

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が(なるべく)中断しないこと、中断してできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)」と呼びます。その取り組みの特徴は、次のとおりです。

1. 災害後に優先的に実施または継続すべき“重要業務”を絞り込みます。
2. 各重要業務について“目標着手時間”を設定します。
3. 重要業務の実施するための対応計画を立案します。
4. 訓練・更新計画を立案し、BCPをPDCAサイクルで改善し、実効性を高めます。

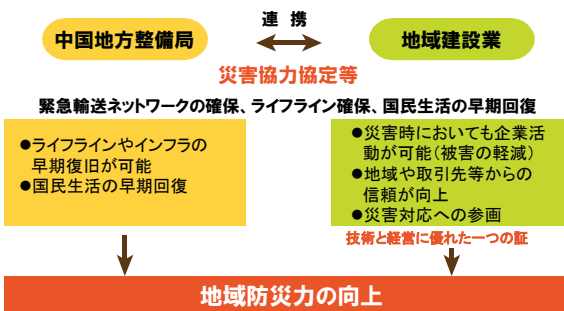


事業継続計画(BCP)の概念

【地域建設業におけるBCPの必要性と意義】

BCPは経営戦略のひとつであり、『①従業員を守ること、②企業を存続させること』を目的に策定するものです。

災害時には、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るためには、道路啓開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて重要です。災害復旧時に地域に貢献し、地域から信頼を得ることは、経営の健全化にもつながります。



国土交通省 中国地方整備局資料



国土交通省 中国地方整備局資料



国土交通省 中国地方整備局資料

【BCP策定による実災害での効果】

実際にBCPを策定した地域建設業者(中国地方整備局管内に本社を置く会社)が被災した際に、BCPにより災害対応が円滑に行えた“声”は、以下のとおりです。

A社(H28.10 鳥取県中部地震)

混乱しながらも動ける社員が訓練した手順を思い返ししながら、1つ1つ行動できた。

B社(H30.7 豪雨災害)

・施工中の現場確認を実施し、協力業者へ対応連絡をした。遠方の施工中の現場確認がすぐにできなかったため、現地の協力業者へお願いして確認してもらった。

C社(R3.8 豪雨災害)

・安否確認が円滑に行えた。参集しながら、随時社員より使用可能な道路の確認を行い、全社員に共有することにより、迅速な対応ができた。

認定の概要

認定は別途定める審査会および認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

認定後は、3年ごとに更新審査を実施して同じく認定基準に基づき適否を確認し、3年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

対象業種

中国地方整備局における当該年度の「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。(一般競争参加資格の適用年度は、申請書類の提出時点)

認定にあたっての審査

(1) 審査会の設置

建設会社等から提出のあった災害時の事業継続計画の審査は、「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)を設置して行います。審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成します。

(2) 審査方法

審査は、原則として申請書類に基づく「書類審査」と新規審査の場合は建設会社等の担当責任者との質疑応答に基づく「口頭審査」によります。審査の具体的な方法は、審査会が定めます。

(3) 認定基準

審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準をあらかじめ策定し、公表します。

入門クラスの導入

令和6年度より、「事業継続力向上の取り組みを開始しようとしている企業」や「BCPの基本的な考え方や災害時に建設業者が実施すべき行動について理解している企業」を対象とした入門クラスを新たに導入しました。

入門クラスでは、重要業務を整理したアクションカードを作成・申請することで、「BCPスタートアップ企業」として認定します。認定期間は次年度の3月末までとなり、認定期間中に従来の認定制度へ申請いただき、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」の認定を受けるステップアップとして活用いただけます。